

座間市地域生活支援拠点等に係る短期入所事業所の緊急対応加算金に関する誓約書

座間市地域生活支援拠点等事業の整備に係る緊急対応加算実施要綱（以下「要綱」とする。）第5条第2項に規定する緊急対応加算金の支払に当たり、次のとおり誓約します。

・緊急対応を行う際に、他の事業所に職員の派遣を要請した場合には、派遣を要請した他の事業所に要綱別表第2に規定する金額を、緊急対応の支援が終了した日から30日以内に支払います。

・他の事業所から職員の派遣を受け、緊急対応の支援を実施したにも関わらず、他の事業所に要綱別表第2に規定する金額を支払わなかった場合、要綱第5条第1項に規定する緊急対応加算金を返還します。

年 月 日

事業所名 _____

代表者職・氏名 _____